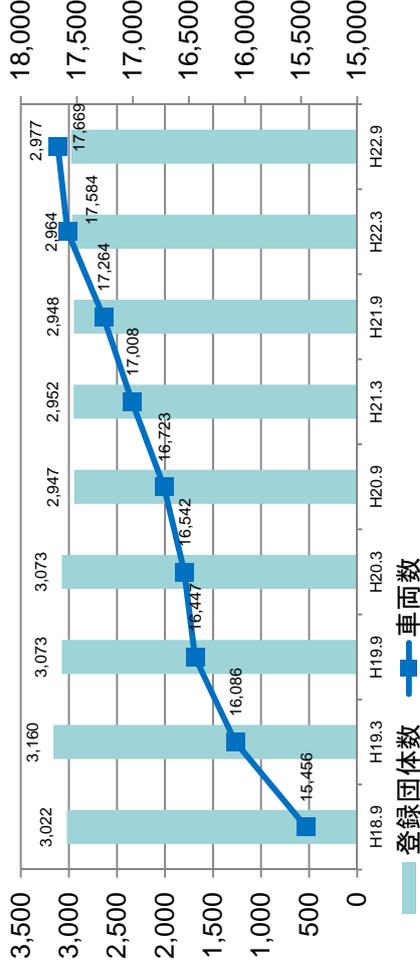
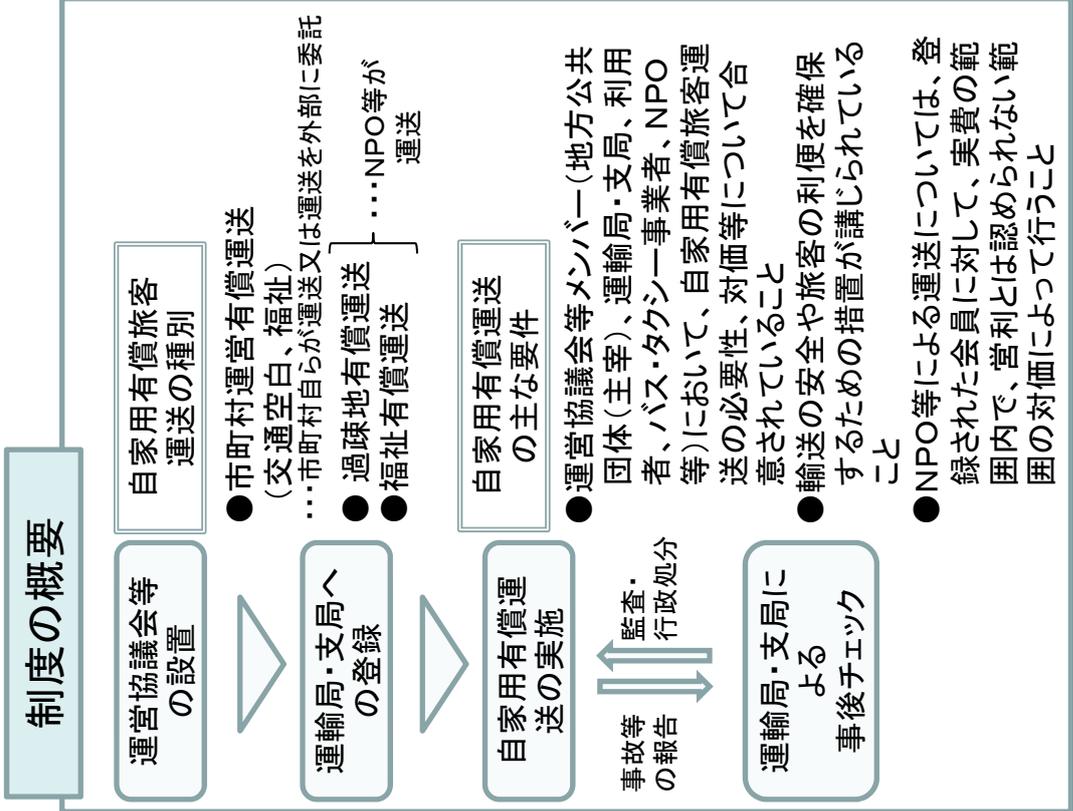


- ◆市町村運行バス等（自家用有償旅客運送）は、全市町村の約7割で実施。
- ◆登録団体数は、市町村合併の影響もあり、ほぼ一定で推移。車両数は年々増加。



（参考データ）※平成22年9月現在

- ◆市町村運営有償運送：登録団体数 563 車両数 2,771
※一つの市町村において、交通空白輸送と福祉輸送の双方を行っている場合は2で計上
- ◆過疎地有償運送：登録団体数 70 車両数 503
- ◆福祉有償運送：登録団体数 2,344 車両数 14,395

《過疎地有償運送の事例》

公共交通不便地域である日立市中里地区において、高齢者等の移動手段確保を図る必要から、NPO法人によるデマンド方式（予約により、戸口から戸口までの運送）の過疎地有償運送を行っている。高齢化が進む当該地区の住民の通院・買い物などの日常生活を支える足として、地域に不可欠な存在となっている。

（茨城県日立市中里地区：人口1,505人）

- ◆民間事業者等による自動車による自動車の交通の用に供する道の供用等に係る事業
自動車道〔道路運送法第2条第8項〕…専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のもの
- ◆万座ハイウェイ、逗葉新道、箱根スカイラインなど33路線が供用中
うち、一の都道府県内で完結するもの…29路線

制度の概要

免許

自動車道事業を営む者、
免許が必要

工事施行など

以下の項目について認可等が必要

- 工事施行/完成検査
- 使用料金
- 供用約款/保安上の供用制限

供用

以下の項目について変更する場合は、認可が必要

- 使用料金
- 供用約款/保安上の供用制限
- 事業計画
- 構造・設備

※また、事業を休廃止する場合は、
許可が必要
※保安上等の観点から、監査を実施

(参考データ)※平成22年4月1日現在

◆供用路線数 : 33路線 (総延長323.2キロメートル)

※うち、一の都道府県内で完結するものは29路線

◆事業者数 : 28事業者

《自動車道事業の事例》

○熱海ビーチライン

湯河原～熱海間の海岸沿いを走る全長6.1kmの自動車道。通行料金は片道250円(普通車)。
[事業者名: ㈱グランビスタホテル&リゾート]



○伊勢志摩スカイライン

鳥羽～伊勢間を朝熊山を越えて走る全長16.3kmの自動車道。通行料金は片道1220円(普通車)。
[事業者名: 三重県観光開発㈱]



事務・権限概要シート

出先機関名：地方運輸局 整理番号（ ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	中小企業等協同組合法等の権限
----------------	----------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名） 中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等に関する許認可等 （具体的な内容） 地方運輸局は、中小企業協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業者が組合員資格を有するもの及び国土交通省の所管に属する事業を行うものの一部に係る設立認可、報告受領等の事務を行っているが、その地区が都道府県の区域を超えないものについては、原則希望する都道府県に対する事務・権限委譲の対象とする。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	・ 地方運輸局職員数の内数
事務量（アウトプット）	・ 地方運輸局の所管組合数 4, 0 8 3（平成 2 1 年度末）の内数
今後の進め方等	・ 中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等に関する許認可等の権限に係る一括法等による対応が必要。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

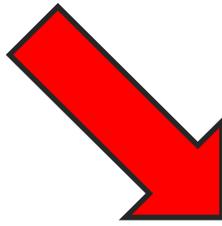
事務・権限の概要	<p>（目的） 協同組合等は中小企業が協同して事業を行うことにより、公正な経済活動の機会を確保し、広く国民経済の発展に寄与することを目的としている。 （根拠法令） ・ 中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項（設立の認可） 等 （地方運輸局の具体的な業務概要） 地方運輸局は、中小企業協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業が組合員資格又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領等の事務を行っている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	・ 地方運輸局職員数の内数
事務量（アウトプット）	・ 地方運輸局の所管組合数 4, 0 8 3（平成 2 1 年度末）の内数
地方側の意見	

その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> A-b-① （中小企業等協同組合等の権限について原則希望する都道府県への移譲を図る </div>	【自己仕分けの再検討結果】 一の都道府県内の中小企業協同組合法等の権限について原則希望する都道府県への移譲を図る。
備考	

中小企業等協同組合法等の権限移譲

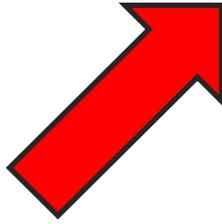
現行<地方運輸局の権限>

- 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告 等
 - 中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合の設立認可、報告 等
- < 地方運輸局所管組合数 4,083 (平成21年度末) >



<希望する都道府県に権限移譲>

- 地区が都道府県の区域を**超えない**事業協同組合の設立認可、報告 等
- 地区が都道府県の区域を**超えない**協業組合の設立認可、報告 等



<地方運輸局に権限存続>

- 地区が都道府県の区域を**超える**事業協同組合の設立認可、報告 等
- 地区が都道府県の区域を**超える**協業組合の設立認可、報告 等

※ 地区が都道府県の区域を超えないものであって、都道府県が権限移譲を希望しない場合を含む

事務・権限概要シート

		出先機関名：沖縄総合事務局	整理番号（ 18 ）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	国土交通省の地方運輸局が所掌する業務		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <p>① 総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括（地域公共交通の活性化のための指導、助言等の関与に限る）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第8項に基づき、市町村に対し必要な助言を行ってきたところ、求められた場合を除き助言は行なわないこととする</p> <p>② 観光振興 等（専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取り組み、観光圏整備実施計画の認定権限に限る）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取り組みについては、基本的に地方に任せることとし、地方運輸局は、当該取り組みであって一の都道府県の地域に係るものについては、地域の求めがなければ行わないこととし、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第8条第3項に基づく観光圏整備実施計画に係る国土交通大臣の認定業務のうち、同計画が一の都道府県内の地域に限られる場合については、都道府県知事に移譲することとする。</p> <p>③ 旅客自動車運送事業の許認可等（自家用有償旅客運送に係る登録業務、一の都道府県内の自動車道事業の権限に限る）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>【自家用有償旅客運送に係る登録業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請の受理（市町村が運送者となる場合を除く。） （運転者、運行管理体制、保険加入状況その他の輸送の安全に関する事項の確認） ・更新登録等 <p>【一の都道府県内の自動車道事業の権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車道事業の免許 ・工事施行の認可 ・工事の完成検査 ・使用料金の認可 ・供用約款の認可 ・事業改善命令 ・事業の休廃止の許可 等 <p>④ 中小企業等協同組合法等の権限（中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等に関する許認可等に限る）</p>
-----------------------------	---

	(具体的な内容) 地方運輸局は、中小企業協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業者が組合員資格を有するもの及び国土交通省の所管に属する事業を行うものの一部に係る設立認可、報告受領等の事務を行っているが、その地区が都道府県の区域を超えないものについては、原則希望する都道府県に対する事務・権限委譲の対象とする。									
予算の状況 (単位:百万円)	—									
関係職員数	87名(国交本省定員の4名を含む)									
事務量(アウト プット)	<p>① 総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括(地域公共交通の活性化のための指導、助言等の関与に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通総合連携計画の件数 1件(平成23年1月末現在) ・地域公共交通総合連携計画に係る助言の内数 <p>② 観光振興等(専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取り組み、観光圏整備実施計画の認定権限に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地振興に関する事務(観光圏整備事業等) <p>③ 旅客自動車運送事業の許認可等(自家用有償旅客運送に係る登録業務、一の都道府県内の自動車道事業の権限に限る)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th></th> <th>平均業務量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用有償旅客運送(平成18年度～平成20年度平均)</td> <td>登録件数</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>自動車道事業(平成17年度～平成21年度平均)</td> <td>事務処理件数</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 中小企業等協同組合法等の権限(中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等に関する許認可等に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄総合事務局運輸部の所管組合数35(平成21年度末) 	事業種別		平均業務量	自家用有償旅客運送(平成18年度～平成20年度平均)	登録件数	9	自動車道事業(平成17年度～平成21年度平均)	事務処理件数	0
事業種別		平均業務量								
自家用有償旅客運送(平成18年度～平成20年度平均)	登録件数	9								
自動車道事業(平成17年度～平成21年度平均)	事務処理件数	0								
今後の進め方等	国土交通省と同じ。									
備考										

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	(具体的な業務内容) 国土交通省の地方運輸局が所掌する業務
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額：176百万円(22年7月末示達額)
関係職員数	87名(国交本省定員の4名を含む)
事務量(アウト プット)	平成21年度執行額：178百万円

地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 	地方運輸局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名：沖縄総合事務局	整理番号（ 10 ）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務の一部		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>① 農業協同組合等の検査・指導監督 都道府県の区域内の農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合中央会（以下「都道府県域の連合会等」という。）に対する次に掲げる検査及び指導監督（以下「検査等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協法第93 条第1 項及び第2 項に基づく都道府県中央会等及び中央会等の子会社に対する報告徴求権限 ・農協法第94 条第1 項～3 項、第5 項に基づく都道府県中央会等に対する検査権限 <p>② 中央卸売市場の検査・指導等 地方公共団体の発意による試行の対象とする事務・権限名は、「卸売業者等への監督・検査」とする。</p> <p>③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 広域的な実施体制の進行に応じた移譲の検討を行うために地方公共団体の発意による試行の対象とする事務・権限名は「食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等」とする。</p> <p>④ 事業協同組合等の設立認可等 ※複数の都道府県の事業者を組合員とする組合について、広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。</p> <p>⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等</p> <p>⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） ※国営土地改良施設のうち、基幹的役割の比較的小さい「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」に係る財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務</p> <p>⑦ 土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	<p>① 農業協同組合等の検査・指導監督 ・5 名の内数</p> <p>② 卸売業者等への監督・検査</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 名の内数 ③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 名の内数 ④ 事業協同組合等の設立認可等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 名の内数 ⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 名の内数 ⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の更新事業等を実施する時点で、必要な職員を配置するため、現時点では、 国において職員は配置されていない（なお、更新事業までの間、国は水利権更新及び突発事故の対応等を必要に応じて実施）。 ⑦ 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 名の内数
<p>事務量（アウト プット）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合等の検査・指導監督 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査を行った国所管の都道府県域の連合会等の数：1 組合 ・ 検査等に伴う法に基づく報告徴求命令の数：0 件 ・ 決算時などにおいて都道府県域の連合会等から行ったヒアリングの数：6 件（平成 21 年度） ② 卸売業者等への監督・検査 検査対象卸売業者数は県内 2 市場の 3 卸売業者であり、これらに対する総検査実績は下記のとおり。 平成 21 年度検査件数：1 件 平成 20 年度検査件数：1 件 平成 19 年度検査件数：0 件 ③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 平成 21 年度 0 件（認定件数） 0 件（変更に係る認定件数） ④ 事業協同組合等の設立認可等 事業協同組合等数、設立認可件数、定款変更認可件数、報告の徴収件数、検査件数、業務改善命令件数：0 ⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 農村振興基本計画策定市町村数：21 市町村（平成 13～21 年度まで） ※毎年、年度当初に計画作成予定市町村を把握し、市町村の要望に応じて、基本計画の内容に関するヒアリングを行う等して、助言等を実施。なお、ヒアリングには、計画案の内容に応じて、地方整備局、地方環境事務所に対する参画を要請。 ⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） 移譲対象となる施設については、現在、土地改良区等が管理を行っているが、更新事業等を実施する際には以下の事務が発生し、国がこれまで対応してきている。 (調査及び計画に関する事務) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査、国土・環境保全調査等 ・ 地質・地下水に関する現地指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規地区に関する営農計画、水利計画、施設計画等の作成（整備の実施に関する事務） <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法に基づく開始手続き（受益農家の同意徴集合む） ・ 整備事業の実施（設計、積算、契約、施工管理等） ・ 道路協議、河川協議（施設の占用等） （農業水利権の調整に関する事務） <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業の水利権取得・更新に係る協議調整 ・ 水利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務 ・ 水資源開発基本計画にかかる計画策定・協議調整 ・ 渇水時における利水者間の水利調整 （事業評価に関する事務） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中再評価・事後評価の実施 （財産管理に関する事務） <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委託協定の締結 ・ 土地改良財産の他目的使用等の承認 ・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認 <p>⑦ 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導 都道府県土地改良事業団体連合会への検査実施件数：1件（平成22年度）</p>
今後の進め方等	農林水産省と同じ。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	（具体的な業務内容） 農林水産省の地方農政局が所掌する事務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する事務
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額：35,076百万円（22年7月末示達額。「林野庁」分及び「漁業調整事務所以外の水産庁」分を除く。）
関係職員数	254名
事務量（アウトプット）	平成21年度執行額：36,597百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 	地方農政局及び漁業調整事務所が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名：沖縄総合事務局	整理番号（ 13 ）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	経済産業省の経済産業局が所掌する業務		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>① 景気動向等に関する統計調査の実施 特定業種石油等消費統計調査（法廷受託事務）</p> <p>② 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 物流・流通業務効率化等に関する事務</p> <p>③ 適切な計量の実施の確保に関する事務 計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査 等（法廷受託事務）</p> <p>④ 新規産業の環境整備に関する事務 エンジェル税制に係る確認</p> <p>⑤ 新規産業の環境整備に関する事務 産業クラスターの支援</p> <p>⑥ 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に係る認定等に係る事務</p> <p>⑦ 国際ビジネス交流・対日投資に関する事務 対日投資に関する事務</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	61名（経産本省定員の1名を含む）の内数
事務量（アウトプット）	<p>①特定業種石油等消費統計調査（法廷受託事務） 調査対象数 2 調査票配布数 2/月 回収・審査数 0/月 督促数 0（延べ数/年）</p> <p>②物流・流通業務効率化等に関する事務 直近3年間（平成19～21年度）の認定件数は0件 認定1件あたりの主な事務は以下のとおり。 ○申請事業者からのヒアリング（0回） ○申請書作成にあたっての指導（0回） ○都道府県及び都道府県警察との調整 ○地方整備局、地方運輸局、地方農政局との調整（国交省、農水省の事務権限に係る申請の場合） ○事業報告書の作成指導</p> <p>③計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査等（法廷受託事務）</p>

		19年度	20年度	21年度
	指定製造事業者の立入検査	0	0	0
	指定製造事業者の品質管理の方法の変更（届出）	0	0	0
	その他事業者からの届出	1	2	1
④エンジェル税制に係る確認				
		19年度	20年度	21年度
	エンジェル税制確認書発行件数	0	2	1
⑤産業クラスターの支援【過去の産業クラスター補助金での実績】				
		19年度	20年度	21年度
	採択件数	2	2	1
	確定帳簿検査	2	2	1
	中間確定帳簿検査	2	2	1
	企業訪問総数	239	182	未集計
	研究者訪問総数	21	12	未集計
	企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	184	84	未集計
⑥中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に係る認定等に係る事務				
				21年度
	事業承継税制の適用の前提となる認定			1
	計画的な承継の取組に係る確認			1
	金融支援に係る認定			0
⑦対日投資に関する事務				
20年度：対日投資関連セミナー・勉強会開催0回、企業ヒアリング0回、自治体等主催セミナー参加（施策紹介）0回				
21年度：対日投資関連セミナー・勉強会開催2回、企業ヒアリング0回、自治体等主催セミナー参加（施策紹介）0回				
今後の進め方等	経済産業省と同じ。			
備考				

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	(具体的な業務内容) 経済産業省の経済産業局が所掌する業務
----------	----------------------------------

予算の状況 (単位:百万円)	平成 22 年度予算額 : 1,158 百万円 (22 年 7 月末示達額)
関係職員数	61 名 (経産本省定員の 1 名を含む)
事務量 (アウト プット)	平成 21 年度執行額 : 1,916 百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 	経済産業局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：沖縄総合事務局		整理番号（ 10 ）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務の一部	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>① 農業協同組合等の検査・指導監督 都道府県の区域内の農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合中央会（以下「都道府県域の連合会等」という。）に対する次に掲げる検査及び指導監督（以下「検査等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協法第93 条第1 項及び第2 項に基づく都道府県中央会等及び中央会等の子会社に対する報告徴求権限 ・農協法第94 条第1 項～3 項、第5 項に基づく都道府県中央会等に対する検査権限 <p>② 中央卸売市場の検査・指導等 地方公共団体の発意による試行の対象とする事務・権限名は、「卸売業者等への監督・検査」とする。</p> <p>③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 広域的な実施体制の進行に応じた移譲の検討を行うために地方公共団体の発意による試行の対象とする事務・権限名は「食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等」とする。</p> <p>④ 事業協同組合等の設立認可等 ※複数の都道府県の事業者を組合員とする組合について、広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。</p> <p>⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等</p> <p>⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） ※国営土地改良施設のうち、基幹的役割の比較的小さい「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」に係る財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務</p> <p>⑦ 土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	<p>① 農業協同組合等の検査・指導監督 ・5 名の内数</p> <p>② 卸売業者等への監督・検査</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 名の内数 ③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 名の内数 ④ 事業協同組合等の設立認可等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 名の内数 ⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 名の内数 ⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の更新事業等を実施する時点で、必要な職員を配置するため、現時点では、 国において職員は配置されていない（なお、更新事業までの間、国は水利権更 新及び突発事故の対応等を必要に応じて実施）。 ⑦ 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 名の内数
<p>事務量（アウト プット）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合等の検査・指導監督 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査を行った国所管の都道府県域の連合会等の数：1 組合 ・ 検査等に伴う法に基づく報告徴求命令の数：0 件 ・ 決算時などにおいて都道府県域の連合会等から行ったヒアリングの数：6 件（平 成 21 年度） ② 卸売業者等への監督・検査 検査対象卸売業者数は県内 2 市場の 3 卸売業者であり、これらに対する総検査実 績は下記のとおり。 平成 21 年度検査件数：1 件 平成 20 年度検査件数：1 件 平成 19 年度検査件数：0 件 ③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 平成 21 年度 0 件（認定件数） 0 件（変更に係る認定件数） ④ 事業協同組合等の設立認可等 事業協同組合等数、設立認可件数、定款変更認可件数、報告の徴収件数、検査件 数、業務改善命令件数：0 ⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 農村振興基本計画策定市町村数：21 市町村（平成 13～21 年度まで） ※毎年、年度当初に計画作成予定市町村を把握し、市町村の要望に応じて、基本 計画の内容に関するヒアリングを行う等して、助言等を実施。なお、ヒアリン グには、計画案の内容に応じて、地方整備局、地方環境事務所に対する参画を 要請。 ⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） 移譲対象となる施設については、現在、土地改良区等が管理を行っているが、 更新事業等を実施する際には以下の事務が発生し、国がこれまで対応してきてい る。 （調査及び計画に関する事務） <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査、国土・環境保全調査等 ・ 地質・地下水に関する現地指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規地区に関する営農計画、水利計画、施設計画等の作成 (整備の実施に関する事務) ・ 土地改良法に基づく開始手続き (受益農家の同意徴集合む) ・ 整備事業の実施 (設計、積算、契約、施工管理等) ・ 道路協議、河川協議 (施設の占用等) (農業水利権の調整に関する事務) ・ 直轄事業の水利権取得・更新に係る協議調整 ・ 水利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務 ・ 水資源開発基本計画にかかる計画策定・協議調整 ・ 渇水時における利水者間の水利調整 (事業評価に関する事務) ・ 期中再評価・事後評価の実施 (財産管理に関する事務) ・ 管理委託協定の締結 ・ 土地改良財産の他目的使用等の承認 ・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認 <p>⑦ 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導 都道府県土地改良事業団体連合会への検査実施件数：1件 (平成22年度)</p>
今後の進め方等	農林水産省と同じ。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	(具体的な業務内容) 農林水産省の地方農政局が所掌する事務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する事務
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額：35,076百万円 (22年7月末示達額。「林野庁」分及び「漁業調整事務所以外の水産庁」分を除く。)
関係職員数	254名
事務量 (アウトプット)	平成21年度執行額：36,597百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 	地方農政局及び漁業調整事務所が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：沖縄総合事務局		整理番号（ 10 ）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務の一部	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>① 農業協同組合等の検査・指導監督 都道府県の区域内の農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合中央会（以下「都道府県域の連合会等」という。）に対する次に掲げる検査及び指導監督（以下「検査等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協法第93 条第1 項及び第2 項に基づく都道府県中央会等及び中央会等の子会社に対する報告徴求権限 ・農協法第94 条第1 項～3 項、第5 項に基づく都道府県中央会等に対する検査権限 <p>② 中央卸売市場の検査・指導等 地方公共団体の発意による試行の対象とする事務・権限名は、「卸売業者等への監督・検査」とする。</p> <p>③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 広域的な実施体制の進行に応じた移譲の検討を行うために地方公共団体の発意による試行の対象とする事務・権限名は「食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等」とする。</p> <p>④ 事業協同組合等の設立認可等 ※複数の都道府県の事業者を組合員とする組合について、広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。</p> <p>⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等</p> <p>⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） ※国営土地改良施設のうち、基幹的役割の比較的小さい「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」に係る財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務</p> <p>⑦ 土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	<p>① 農業協同組合等の検査・指導監督 ・5 名の内数</p> <p>② 卸売業者等への監督・検査</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 名の内数 ③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 名の内数 ④ 事業協同組合等の設立認可等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 名の内数 ⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 名の内数 ⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の更新事業等を実施する時点で、必要な職員を配置するため、現時点では、 国において職員は配置されていない（なお、更新事業までの間、国は水利権更新及び突発事故の対応等を必要に応じて実施）。 ⑦ 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 名の内数
<p>事務量（アウト プット）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合等の検査・指導監督 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査を行った国所管の都道府県域の連合会等の数：1 組合 ・ 検査等に伴う法に基づく報告徴求命令の数：0 件 ・ 決算時などにおいて都道府県域の連合会等から行ったヒアリングの数：6 件（平成 21 年度） ② 卸売業者等への監督・検査 検査対象卸売業者数は県内 2 市場の 3 卸売業者であり、これらに対する総検査実績は下記のとおり。 平成 21 年度検査件数：1 件 平成 20 年度検査件数：1 件 平成 19 年度検査件数：0 件 ③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 平成 21 年度 0 件（認定件数） 0 件（変更に係る認定件数） ④ 事業協同組合等の設立認可等 事業協同組合等数、設立認可件数、定款変更認可件数、報告の徴收件数、検査件数、業務改善命令件数：0 ⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 農村振興基本計画策定市町村数：21 市町村（平成 13～21 年度まで） ※毎年、年度当初に計画作成予定市町村を把握し、市町村の要望に応じて、基本計画の内容に関するヒアリングを行う等して、助言等を実施。なお、ヒアリングには、計画案の内容に応じて、地方整備局、地方環境事務所に対する参画を要請。 ⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） 移譲対象となる施設については、現在、土地改良区等が管理を行っているが、更新事業等を実施する際には以下の事務が発生し、国がこれまで対応してきている。 (調査及び計画に関する事務) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査、国土・環境保全調査等 ・ 地質・地下水に関する現地指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規地区に関する営農計画、水利計画、施設計画等の作成（整備の実施に関する事務） <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法に基づく開始手続き（受益農家の同意徴集合む） ・ 整備事業の実施（設計、積算、契約、施工管理等） ・ 道路協議、河川協議（施設の占用等） （農業水利権の調整に関する事務） <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業の水利権取得・更新に係る協議調整 ・ 水利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務 ・ 水資源開発基本計画にかかる計画策定・協議調整 ・ 渇水時における利水者間の水利調整 （事業評価に関する事務） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中再評価・事後評価の実施 （財産管理に関する事務） <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委託協定の締結 ・ 土地改良財産の他目的使用等の承認 ・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認 <p>⑦ 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導 都道府県土地改良事業団体連合会への検査実施件数：1件（平成22年度）</p>
今後の進め方等	農林水産省と同じ。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	（具体的な業務内容） 農林水産省の地方農政局が所掌する事務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する事務
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額：35,076百万円（22年7月末示達額。「林野庁」分及び「漁業調整事務所以外の水産庁」分を除く。）
関係職員数	254名
事務量（アウトプット）	平成21年度執行額：36,597百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 	地方農政局及び漁業調整事務所が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名：沖縄総合事務局	整理番号（ 13 ）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	経済産業省の経済産業局が所掌する業務		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>① 景気動向等に関する統計調査の実施 特定業種石油等消費統計調査（法廷受託事務）</p> <p>② 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 物流・流通業務効率化等に関する事務</p> <p>③ 適切な計量の実施の確保に関する事務 計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査 等（法廷受託事務）</p> <p>④ 新規産業の環境整備に関する事務 エンジェル税制に係る確認</p> <p>⑤ 新規産業の環境整備に関する事務 産業クラスターの支援</p> <p>⑥ 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に係る認定等に係る事務</p> <p>⑦ 国際ビジネス交流・対日投資に関する事務 対日投資に関する事務</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	61名（経産本省定員の1名を含む）の内数
事務量（アウトプット）	<p>①特定業種石油等消費統計調査（法廷受託事務） 調査対象数 2 調査票配布数 2/月 回収・審査数 0/月 督促数 0（延べ数/年）</p> <p>②物流・流通業務効率化等に関する事務 直近3年間（平成19～21年度）の認定件数は0件 認定1件あたりの主な事務は以下のとおり。 ○申請事業者からのヒアリング（0回） ○申請書作成にあたっての指導（0回） ○都道府県及び都道府県警察との調整 ○地方整備局、地方運輸局、地方農政局との調整（国交省、農水省の事務権限に係る申請の場合） ○事業報告書の作成指導</p> <p>③計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査等（法廷受託事務）</p>

		19年度	20年度	21年度
	指定製造事業者の立入検査	0	0	0
	指定製造事業者の品質管理の方法の変更（届出）	0	0	0
	その他事業者からの届出	1	2	1
④エンジェル税制に係る確認				
		19年度	20年度	21年度
	エンジェル税制確認書発行件数	0	2	1
⑤産業クラスターの支援【過去の産業クラスター補助金での実績】				
		19年度	20年度	21年度
	採択件数	2	2	1
	確定帳簿検査	2	2	1
	中間確定帳簿検査	2	2	1
	企業訪問総数	239	182	未集計
	研究者訪問総数	21	12	未集計
	企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	184	84	未集計
⑥中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に係る認定等に係る事務				
				21年度
	事業承継税制の適用の前提となる認定			1
	計画的な承継の取組に係る確認			1
	金融支援に係る認定			0
⑦対日投資に関する事務				
20年度：対日投資関連セミナー・勉強会開催0回、企業ヒアリング0回、自治体等主催セミナー参加（施策紹介）0回				
21年度：対日投資関連セミナー・勉強会開催2回、企業ヒアリング0回、自治体等主催セミナー参加（施策紹介）0回				
今後の進め方等	経済産業省と同じ。			
備考				

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	(具体的な業務内容) 経済産業省の経済産業局が所掌する業務
----------	----------------------------------

予算の状況 (単位:百万円)	平成 22 年度予算額 : 1,158 百万円 (22 年 7 月末示達額)
関係職員数	61 名 (経産本省定員の 1 名を含む)
事務量 (アウト プット)	平成 21 年度執行額 : 1,916 百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 	経済産業局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：沖縄総合事務局 整理番号（ 10 ）

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務の一部

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>① 農業協同組合等の検査・指導監督 都道府県の区域内の農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合中央会（以下「都道府県域の連合会等」という。）に対する次に掲げる検査及び指導監督（以下「検査等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協法第93 条第1 項及び第2 項に基づく都道府県中央会等及び中央会等の子会社に対する報告徴求権限 ・農協法第94 条第1 項～3 項、第5 項に基づく都道府県中央会等に対する検査権限 <p>② 中央卸売市場の検査・指導等 地方公共団体の発意による試行の対象とする事務・権限名は、「卸売業者等への監督・検査」とする。</p> <p>③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 広域的な実施体制の進行に応じた移譲の検討を行うために地方公共団体の発意による試行の対象とする事務・権限名は「食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等」とする。</p> <p>④ 事業協同組合等の設立認可等 ※複数の都道府県の事業者を組合員とする組合について、広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。</p> <p>⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等</p> <p>⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） ※国営土地改良施設のうち、基幹的役割の比較的小さい「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」に係る財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務</p> <p>⑦ 土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	<p>① 農業協同組合等の検査・指導監督 ・5 名の内数</p> <p>② 卸売業者等への監督・検査</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 名の内数 ③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 名の内数 ④ 事業協同組合等の設立認可等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 名の内数 ⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 名の内数 ⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の更新事業等を実施する時点で、必要な職員を配置するため、現時点では、 国において職員は配置されていない（なお、更新事業までの間、国は水利権更新及び突発事故の対応等を必要に応じて実施）。 ⑦ 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 名の内数
<p>事務量（アウト プット）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合等の検査・指導監督 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査を行った国所管の都道府県域の連合会等の数：1 組合 ・ 検査等に伴う法に基づく報告徴求命令の数：0 件 ・ 決算時などにおいて都道府県域の連合会等から行ったヒアリングの数：6 件（平成 21 年度） ② 卸売業者等への監督・検査 検査対象卸売業者数は県内 2 市場の 3 卸売業者であり、これらに対する総検査実績は下記のとおり。 平成 21 年度検査件数：1 件 平成 20 年度検査件数：1 件 平成 19 年度検査件数：0 件 ③ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 平成 21 年度 0 件（認定件数） 0 件（変更に係る認定件数） ④ 事業協同組合等の設立認可等 事業協同組合等数、設立認可件数、定款変更認可件数、報告の徴収件数、検査件数、業務改善命令件数：0 ⑤ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 農村振興基本計画策定市町村数：21 市町村（平成 13～21 年度まで） ※毎年、年度当初に計画作成予定市町村を把握し、市町村の要望に応じて、基本計画の内容に関するヒアリングを行う等して、助言等を実施。なお、ヒアリングには、計画案の内容に応じて、地方整備局、地方環境事務所に対する参画を要請。 ⑥ 土地改良事業等の実施 土地その他の開発資源の調査に関する事務 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） 移譲対象となる施設については、現在、土地改良区等が管理を行っているが、更新事業等を実施する際には以下の事務が発生し、国がこれまで対応してきている。 (調査及び計画に関する事務) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査、国土・環境保全調査等 ・ 地質・地下水に関する現地指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規地区に関する営農計画、水利計画、施設計画等の作成 (整備の実施に関する事務) ・ 土地改良法に基づく開始手続き (受益農家の同意徴集合む) ・ 整備事業の実施 (設計、積算、契約、施工管理等) ・ 道路協議、河川協議 (施設の占用等) (農業水利権の調整に関する事務) ・ 直轄事業の水利権取得・更新に係る協議調整 ・ 水利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務 ・ 水資源開発基本計画にかかる計画策定・協議調整 ・ 渇水時における利水者間の水利調整 (事業評価に関する事務) ・ 期中再評価・事後評価の実施 (財産管理に関する事務) ・ 管理委託協定の締結 ・ 土地改良財産の他目的使用等の承認 ・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認 <p>⑦ 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導 都道府県土地改良事業団体連合会への検査実施件数：1件 (平成22年度)</p>
今後の進め方等	農林水産省と同じ。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	(具体的な業務内容) 農林水産省の地方農政局が所掌する事務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する事務
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額：35,076百万円 (22年7月末示達額。「林野庁」分及び「漁業調整事務所以外の水産庁」分を除く。)
関係職員数	254名
事務量 (アウト プット)	平成21年度執行額：36,597百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 	地方農政局及び漁業調整事務所が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	